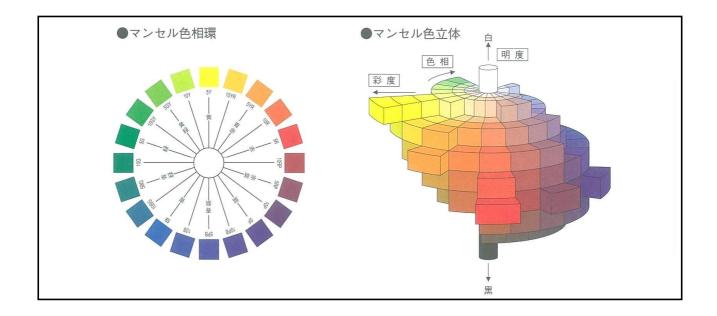
## 色彩基準について

色彩を客間的かつ具体的に表現するためには、JIS(日本工業規格)で採用しているマンセル値が用いられる。マンセル値とは、「色相」、「明度」、「彩度」という独立した3つの属性を組み合わせてひとつの色を表示するものである。

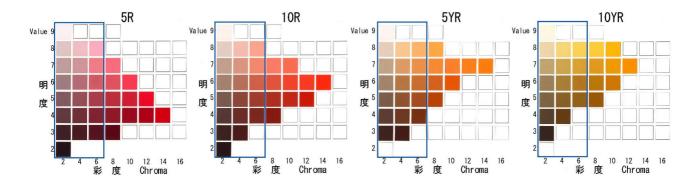
**色 相** 色合いを示す。赤(R) 黄(Y) 緑(G) 青(B) 紫(P)の5色が基本

明 度 色の明るさを示す。  $\mathbb{R}(0)$ から白(10)になるにつれて数値が大きくなる。

彩 度 色の鮮やかさを示す。無彩色(0)で鮮やかになるにつれて数値が大きくなる。



参考:建築物の外壁及び工作物に使用可能な色彩例(青枠内) 印刷状態により、JIS標準色票と異なる場合があります。



## 参考 色彩基準の設定の考え方

「彩度6以下、明度2以上」について

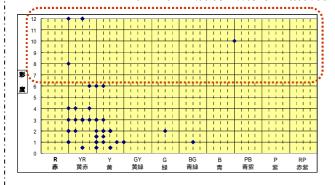
- 1. 山中湖村における、工作物等の色彩に関する既存の数値基準
  - ・山梨県屋外広告物条例の第二種禁止地域(自然公園特別地域等) 第一種許可地域(自然公園普通地域等)の広告物の許可基準のうち、色彩に関する具体的な基準内容は以下の通りである。
    - 第一種許可地域における建植する広告物等にかかる許可基準
    - 第二種禁止地域における道標又は案内図(適用除外の広告物)にかかる許可基準
    - 第二種禁止地域における自家広告物等(適用除外の広告物)にかかる許可基準

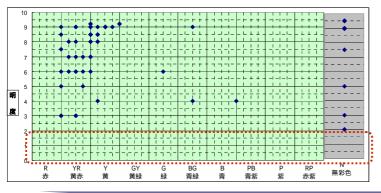
広告物の種類		区分	基準
	道標又は案内	色彩	一 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に
	図(目的地に誘		対して占める割合が最大である色彩(以下「最大面積
	導するための		色」という)の明度が2以上であること
	広告物等に限		二 最大面積色の彩度が6(色相がR、YR又はYの場合
	る)		にあっては、8)以下であること(第二種禁止地域)
			(第一種許可地域の場合、R,YR,Y,または GY)

- 2. 山中地区国道 138 号沿道の色彩景観の現況と上記基準の場合の既存不適格件数
  - ・平成18年度景観現況調査として、下記内容の色彩調査を実施した。

山中地区: 桂川~一之橋間。 自然公園普通地域。 沿道の建築物の悉皆調査。 調査サンプル数 85 件。

- ・対象地区とした、山中地区の国道 138 号沿道は、村内において最も商業施設が集積し、賑わいのある景観(多様な色彩景観)が展開する地区である。
- ・P31表4の色彩基準の場合、既存不適格物件は調査対象区域内で4件(彩度)である。











以上から、既存の屋外広告物に関する規制内容および最も多様な色彩景観が展開する地区における既存 不適格物件の出現数を鑑み、色彩基準における彩度、明度を、「彩度6以下、明度2以上」とする。